

# 水田農業の新たな対策がスタートします

平成22年度は ① 水田利活用自給力向上事業  
② 米戸別所得補償モデル事業 に移行します。

## ① 水田利活用自給力向上事業

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を交付する。

### (1) 交付単価

作物	単価 (10a当たり)
麦	35,000円
大豆	35,000円
飼料作物	35,000円
新規需要米(米粉用米・飼料用米・バイオ燃料米・WCS用米)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(県において単価設定)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

### (2) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象となります。

注) 捨てづくり防止のため、実需者と出荷契約を取り交わすこと等が要件となります。

## ② 米戸別所得補償モデル事業

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を実施。

### (1) 交付単価

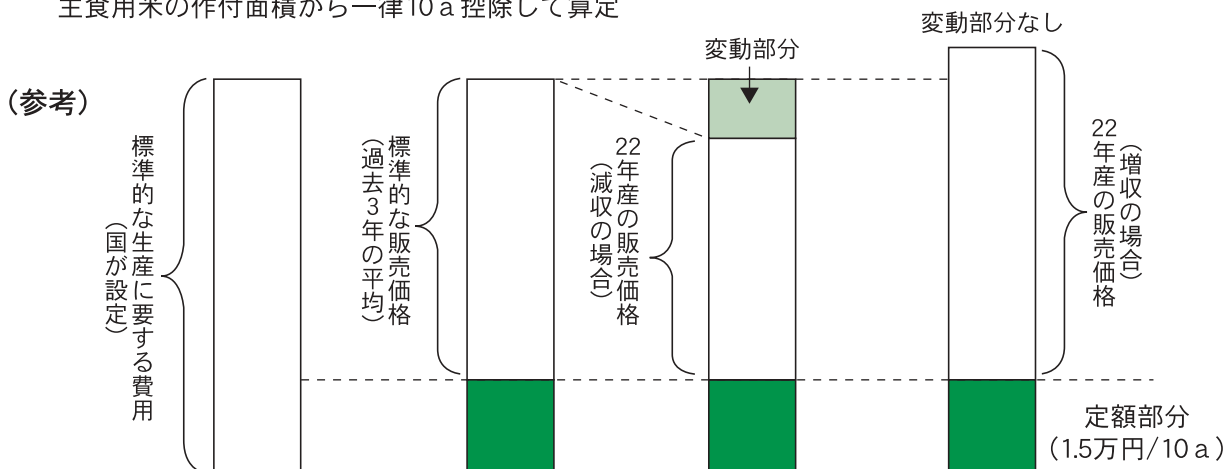
定額部分 (10a当たり)	1万5千円 (標準的な精算に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当たり)	当年度の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

### (2) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

### (3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定



注) 調整水田などの不作付地を有している場合は、不作付地となっている水田の地番・面積・改善計画などを市に提出し認定を受ける必要があります。

問 関東農政局千葉農政事務所計画課  
☎043 (224) 5615

関東農政局千葉農政事務所地域第二課  
☎0475 (23) 1205(茂原)

農林水産課  
☎(80) 1211